

Ⅲ 市民税

1 納税義務者等に関する調

(各年7月1日現在)

（令和7年1月現在）

年 度	個人均等割納税義務者数			個人所得割 納税義務者数
	1.住所を有する個人	2.市内に事務所、事業所、 家屋敷を有する個人で市 内に住所を有しないもの	計	
	均等割と所得割との合算額を課税	均等割のみ課税		
元年度	58,956	35	58,991	52,815
2年度	58,988	44	59,032	52,919
3年度	58,562	40	58,602	52,615
4年度	58,082	46	58,128	52,182
5年度	58,366	50	58,416	52,586
6年度	58,378	41	58,419	49,033

年 度	法人均等割納税義務者数			法人税割 納税者数	左のうち 連結申告 法人分
	3. 市内に事務所又は事業所 を有する法人 4. 市内に事務所又は事業所 を有する公益法人等又は 人格のない社団等で、収 益事業を行うもの	5. 市内に寮、宿泊所等を有す る法人で、市内に事務所又 は事業所を有しないもの 6. 市内に事務所又は事業所を 有する公益法人等で、収益 事業を行わないもの	計		
	均等割と法人税割との合算額を課税	均等割のみ課税			
元年度	3,535	164	3,699	1,329	65
2年度	3,525	163	3,688	1,322	69
3年度	3,511	167	3,678	1,260	67
4年度	3,524	171	3,695	1,194	72
5年度	3,539	171	3,710	1,392	77
6年度	3,515	171	3,686	1,324	80

※納税義務者数は前年7月2日から当年7月1日までの間に申告期限が到来した法人の数

2 納税義務者

個 人	1 市内に住所を有する個人	均等割額と所得割額 との合算額
	2 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を 有しないもの	均等割額
法 人 等	3 市内に事務所又は事業所を有する法人	均等割額と法人税割額 との合算額
	4 市内に事務所又は事業所を有する公益法人等又は人格のない社団等で、 収益事業を行うもの	
	5 市内に寮、宿泊所等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しない もの	均等割額
	6 市内に事務所又は事業所を有する公益法人等で、収益事業を行わないもの	

3 個人市民税

(1) 個人市民税の特別徴収義務者等に関する調

(各年7月1日現在)

年 度	特別徴収 義務者数 (人)	納 税 義務者数 a(人)	個人所得割 納税義務者数 b(人)	比 率 a/b	特別徴収 税 額 (千円)	所得割額 (千円)	均等割額 (千円)
元年度	4,868	48,425	52,815	91.7%	4,572,298	4,406,666	165,632
2年度	4,883	48,702	52,919	92.0%	4,607,402	4,440,846	166,556
3年度	4,914	48,933	52,615	93.0%	4,529,002	4,361,903	167,099
4年度	4,987	48,934	52,182	93.8%	4,637,615	4,470,599	167,016
5年度	5,016	49,271	52,586	93.7%	4,753,907	4,586,206	167,701
6年度	4,964	49,609	49,033	101.2%	4,381,867	4,237,642	144,225

(2) 個人市民税の納税義務者等に関する調

所得割区分	年 度	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
		納 税 義務者数 人	均等割額 調 定 額 千円	納 税 義務者数 人	均等割額 調 定 額 千円	所得割額 調 定 額 千円
給与所得者	元	3,120	10,902	43,761	153,161	4,559,146
	2	3,091	10,798	43,915	153,699	4,571,647
	3	3,020	10,551	43,511	152,284	4,496,418
	4	2,909	10,161	43,483	152,187	4,607,059
	5	2,755	9,624	43,969	153,885	4,741,494
	6	4,812	14,407	41,773	125,319	4,383,996
営業所得者	元	498	1,743	1,796	6,286	210,275
	2	442	1,547	1,828	6,398	212,209
	3	438	1,532	1,911	6,688	226,891
	4	454	1,589	1,783	6,241	235,313
	5	443	1,551	1,682	5,886	221,985
	6	566	1,698	1,447	4,341	204,662
農業所得者	元	111	388	351	1,229	24,791
	2	136	475	381	1,334	31,685
	3	104	364	343	1,201	27,488
	4	88	308	197	690	14,792
	5	105	367	248	868	21,419
	6	122	366	221	663	18,085
その他所得者	元	2,412	8,428	6,907	24,174	421,129
	2	2,400	8,387	6,795	23,782	426,959
	3	2,385	8,336	6,850	23,975	415,531
	4	2,449	8,559	6,719	23,516	462,104
	5	2,477	8,656	6,687	23,404	400,059
	6	3,845	11,524	5,592	16,776	411,675
計	元	6,141	21,461	52,815	184,850	5,215,341
	2	6,069	21,207	52,919	185,213	5,242,500
	3	5,947	20,783	52,615	184,148	5,166,328
	4	5,900	20,617	52,182	182,634	5,319,268
	5	5,780	20,198	52,586	184,043	5,384,957
	6	9,345	27,995	49,033	147,099	5,018,418

元年度		2年度	
納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
人	千円	人	千円
59,711	5,477,973	59,943	5,514,951

(各年7月1日現在)

納 税 者 全 体		合 計			
		均等割を納める者		所得割を納める者	
納 税 義務者数計	調定額計	納 税 義務者数	均等割額 調 定 額	納 税 義務者数	所得割額 調 定 額
人	千円	人	千円	人	千円
46,881	4,723,209	46,881	164,063	43,761	4,559,146
47,006	4,736,144	47,006	164,497	43,915	4,571,647
46,531	4,659,253	46,531	162,835	43,511	4,496,418
46,392	4,769,407	46,392	162,348	43,483	4,607,059
46,724	4,905,003	46,724	163,509	43,969	4,741,494
46,585	4,523,722	46,585	139,726	41,773	4,383,996
2,294	218,304	2,294	8,029	1,796	210,275
2,270	220,154	2,270	7,945	1,828	212,209
2,349	235,111	2,349	8,220	1,911	226,891
2,237	243,143	2,237	7,830	1,783	235,313
2,125	229,422	2,125	7,437	1,682	221,985
2,013	210,701	2,013	6,039	1,447	204,662
462	26,408	462	1,617	351	24,791
517	33,494	517	1,809	381	31,685
447	29,053	447	1,565	343	27,488
285	15,790	285	998	197	14,792
353	22,654	353	1,235	248	21,419
343	19,114	343	1,029	221	18,085
9,319	453,731	9,319	32,602	6,907	421,129
9,195	459,128	9,195	32,169	6,795	426,959
9,235	447,842	9,235	32,311	6,850	415,531
9,168	494,179	9,168	32,075	6,719	462,104
9,164	432,119	9,164	32,060	6,687	400,059
9,437	439,975	9,437	28,300	5,592	411,675
58,956	5,421,652	58,956	206,311	52,815	5,215,341
58,988	5,448,920	58,988	206,420	52,919	5,242,500
58,562	5,371,259	58,562	204,931	52,615	5,166,328
58,082	5,522,519	58,082	203,251	52,182	5,319,268
58,366	5,589,198	58,366	204,241	52,586	5,384,957
58,378	5,193,512	58,378	175,094	49,033	5,018,418

(歳入歳出決算書個人市民税現年度分)

3年度		4年度		5年度	
納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
人	千円	人	千円	人	千円
59,171	5,432,632	58,776	5,631,651	58,972	5,689,087

(3) 個人市民税所得割段階別課税状況調

① 令和2年度

課税標準額の段階	所得割納税義務者数	総所得金額			所得控除額	総所得金額に係るもの
		総所得・山林所得及び退職所得	分離長期譲渡 分離短期譲渡 株・先物所得金額	計		
10万円以下 の金額	人 2,348	千円 1,550,234	千円 557,435	千円 2,107,669	千円 1,484,410	千円 116,349
10万円を超え 100万円以下	20,979	28,850,372	336,410	29,186,782	17,073,543	11,776,879
100万円を超え 200万円以下	15,741	38,566,870	130,842	38,697,712	16,208,471	22,358,430
200万円を超え 300万円以下	6,530	24,762,692	131,449	24,894,141	8,868,356	15,894,356
300万円を超え 400万円以下	3,694	18,918,025	225,191	19,143,216	6,140,775	12,777,272
400万円を超え 550万円以下	2,074	13,230,368	152,915	13,383,283	3,818,478	9,411,903
550万円を超え 700万円以下	533	4,317,904	71,054	4,388,958	1,058,163	3,259,758
700万円を超え 1,000万円以下	421	4,323,188	172,059	4,495,247	834,558	3,488,638
1,000万円を超え る金額	599	13,349,853	683,962	14,033,815	1,338,141	12,011,730
合 計	52,919	147,869,506	2,461,317	150,330,823	56,824,895	91,095,315

(令和2年7月1日現在)

課 税 標 準 額			算 出 税 額			税 額 控 除	市民税 所得割額
山林所得 金額に 係るもの	分離長・短期 譲渡所得金額 等に係るもの	計	総所得・山 林所得及び 退職所得分	分離長・ 短期譲渡 所得等分	計		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	506,910	623,259	6,887	15,373	22,260	2,882	19,300
0	336,360	12,113,239	705,766	9,984	715,750	60,123	653,980
0	130,811	22,489,241	1,340,866	3,969	1,344,835	90,981	1,252,686
0	131,429	16,025,785	953,394	3,942	957,336	48,185	907,786
0	225,169	13,002,441	766,489	6,754	773,243	20,366	752,074
0	152,902	9,564,805	564,627	4,531	569,158	11,280	557,362
0	71,037	3,330,795	195,565	2,130	197,695	5,063	191,911
0	172,051	3,660,689	209,300	5,040	214,340	7,862	206,000
0	683,944	12,695,674	720,678	20,853	741,531	33,947	701,391
0	2,410,613	93,505,928	5,463,572	72,576	5,536,148	280,689	5,242,490

※市民税減免分差し引き後の所得割額を掲載

② 令和3年度

課税標準額の 段階	所得割 納税 義務者数	総所得金額			所得控除額	総所得金額 に係るもの
		総所得・ 山林所得 及び退職所得	分離長期譲渡 分離短期譲渡 株・先物所得金額	計		
10万円以下 の金額	人 2,265	千円 1,776,922	千円 616,561	千円 2,393,483	千円 1,723,438	千円 110,564
10万円を超え 100万円以下	20,816	30,769,246	300,561	31,069,807	19,028,080	11,741,207
100万円を超え 200万円以下	15,887	40,570,949	144,862	40,715,811	18,006,075	22,564,901
200万円を超え 300万円以下	6,509	25,352,328	97,999	25,450,327	9,484,522	15,867,823
300万円を超え 400万円以下	3,678	19,207,192	139,596	19,346,788	6,442,727	12,764,480
400万円を超え 550万円以下	1,926	12,475,832	84,690	12,560,522	3,723,220	8,752,626
550万円を超え 700万円以下	507	4,184,835	114,738	4,299,573	1,053,726	3,131,121
700万円を超え 1,000万円以下	419	4,322,830	35,110	4,357,940	855,286	3,467,554
1,000万円を超え る金額	608	13,591,170	471,919	14,063,089	1,382,316	12,208,875
合 計	52,615	152,251,304	2,006,036	154,257,340	61,699,390	90,609,151

(令和3年7月1日現在)

課 税 標 準 額			算 出 税 額			税 額 控 除	市民税 所得割額
山林所得 金額に 係るもの	分離長・短期 譲渡所得金額 等に係るもの	計	総所得・山 林所得及び 退職所得分	分離長・ 短期譲渡 所得等分	計		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	559,481	670,045	6,544	16,843	23,387	2,757	20,574
0	300,520	12,041,727	703,636	8,957	712,593	61,546	649,132
0	144,835	22,709,736	1,353,245	4,450	1,357,695	102,937	1,253,691
0	97,982	15,965,805	951,802	2,948	954,750	54,511	898,862
0	139,581	12,904,061	765,722	4,228	769,950	22,634	746,254
0	84,676	8,837,302	525,078	2,550	527,628	13,030	513,620
0	114,726	3,245,847	187,846	3,510	191,356	5,082	185,928
0	35,100	3,502,654	208,037	1,052	209,089	8,850	199,787
0	471,898	12,680,773	732,504	14,352	746,856	39,964	698,480
0	1,948,799	92,557,950	5,434,414	58,890	5,493,304	311,311	5,166,328

※市民税減免分差し引き後の所得割額を掲載

③ 令和4年度

課税標準額の 段階	所得割 納税 義務者数	総所得金額			所得控除額	総所得金額 に係るもの
		総所得・ 山林所得 及び退職所得	分離長期譲渡 分離短期譲渡 株・先物所得金額	計		
10万円以下 の金額	人 2,180	千円 1,725,244	千円 760,661	千円 2,485,905	千円 1,677,328	千円 105,368
10万円を超え 100万円以下	19,962	29,496,416	404,276	29,900,692	18,232,871	11,263,591
100万円を超え 200万円以下	15,844	40,470,792	292,789	40,763,581	17,806,841	22,663,988
200万円を超え 300万円以下	6,737	26,046,363	296,781	26,343,144	9,632,458	16,413,922
300万円を超え 400万円以下	3,816	19,886,244	79,251	19,965,495	6,643,156	13,243,107
400万円を超え 550万円以下	2,029	13,188,511	1,173,147	14,361,658	3,915,823	9,272,707
550万円を超え 700万円以下	516	4,238,872	121,569	4,360,441	1,085,261	3,153,623
700万円を超え 1,000万円以下	476	4,901,309	165,567	5,066,876	965,556	3,935,761
1,000万円を超え る金額	622	14,138,306	462,926	14,601,232	1,390,655	12,747,672
合 計	52,182	154,092,057	3,756,967	157,849,024	61,349,949	92,799,739

(令和4年7月1日現在)

課 税 標 準 額			算 出 税 額			税 額 控 除	市民税 所得割額
山林所得 金額に 係るもの	分離長・短期 譲渡所得金額 等に係るもの	計	総所得・山 林所得及び 退職所得分	分離長・ 短期譲渡 所得等分	計		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	703,209	808,577	6,235	20,927	27,162	2,825	24,300
0	404,230	11,667,821	675,012	12,132	687,144	60,442	625,384
0	292,752	22,956,740	1,359,192	8,779	1,367,971	107,274	1,259,623
0	296,764	16,710,686	984,557	8,782	993,339	62,707	929,430
0	79,232	13,322,339	794,427	2,384	796,811	28,522	767,411
0	1,173,128	10,445,835	556,278	35,194	591,472	17,307	569,939
0	121,557	3,275,180	189,195	3,646	192,841	5,684	186,659
0	165,559	4,101,320	236,128	4,984	241,112	10,941	229,029
0	462,905	13,210,577	764,835	14,261	779,096	48,349	727,435
0	3,699,336	96,499,075	5,565,859	111,089	5,676,948	344,051	5,319,210

※市民税減免分差し引き後の所得割額を掲載

④ 令和5年度

課税標準額の 段階	所得割 納税 義務者数	総所得金額			所得控除額	総所得金額 に係るもの
		総所得・ 山林所得 及び退職所得	分離長期譲渡 分離短期譲渡 株・先物所得金額	計		
10万円以下 の金額	人 2,120	千円 1,633,191	千円 743,961	千円 2,377,152	千円 1,581,600	千円 102,751
10万円を超え 100万円以下	19,649	28,870,803	302,643	29,173,446	17,824,555	11,045,845
100万円を超え 200万円以下	15,966	40,859,161	289,238	41,148,399	17,945,263	22,913,592
200万円を超え 300万円以下	7,068	27,213,971	338,301	27,552,272	9,995,100	17,217,713
300万円を超え 400万円以下	3,919	20,459,102	116,441	20,575,543	6,849,555	13,609,565
400万円を超え 550万円以下	2,189	14,230,924	66,474	14,297,398	4,232,446	9,998,495
550万円を超え 700万円以下	585	4,790,323	20,775	4,811,098	1,203,048	3,587,282
700万円を超え 1,000万円以下	459	4,789,229	101,418	4,890,647	956,135	3,833,102
1,000万円を超え る金額	631	14,191,870	140,886	14,332,756	1,426,710	12,765,180
合 計	52,586	157,038,574	2,120,137	159,158,711	62,014,412	95,073,525

(令和5年7月1日現在)

課 税 標 準 額			算 出 税 額			税 額 控 除	市民税 所得割額
山林所得 金額に 係るもの	分離長・短期 譲渡所得金額 等に係るもの	計	総所得・山 林所得及び 退職所得分	分離長・ 短期譲渡 所得等分	計		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	692,801	795,552	6,080	20,572	26,652	2,581	24,047
450	302,596	11,348,891	661,990	9,143	671,133	59,432	610,090
333	289,211	23,203,136	1,374,177	8,668	1,382,845	109,012	1,272,436
1,181	338,278	17,557,172	1,032,836	10,289	1,043,125	69,977	972,504
0	116,423	13,725,988	816,410	3,477	819,887	33,939	785,199
0	66,457	10,064,952	599,817	2,163	601,980	22,060	578,871
0	20,768	3,608,050	215,212	609	215,821	9,434	206,196
0	101,410	3,934,512	229,968	3,041	233,009	10,910	221,369
0	140,866	12,906,046	765,885	4,387	770,272	53,698	713,976
1,964	2,068,810	97,144,299	5,702,375	62,349	5,764,724	371,043	5,384,688

※市民税減免分差し引き後の所得割額を掲載

⑤ 令和6年度

課税標準額の 段階	所得割 納税 義務者数	総所得金額			所得控除額	総所得金額 に係るもの
		総所得・ 山林所得 及び退職所得	分離長期譲渡 分離短期譲渡 株・先物所得金額	計		
10万円以下 の金額	人 83	千円 31,657	千円 799,319	千円 830,976	千円 76,789	千円 327
10万円を超え 100万円以下	17,841	26,402,655	556,693	26,959,348	15,769,250	10,633,455
100万円を超え 200万円以下	15,917	40,800,656	766,143	41,566,799	17,953,198	22,847,508
200万円を超え 300万円以下	7,369	28,365,004	232,169	28,597,173	10,388,967	17,976,065
300万円を超え 400万円以下	3,862	20,165,331	157,557	20,322,888	6,776,762	13,388,595
400万円を超え 550万円以下	2,227	14,433,405	420,400	14,853,805	4,286,138	10,147,292
550万円を超え 700万円以下	599	4,939,830	63,782	5,003,612	1,250,523	3,689,318
700万円を超え 1,000万円以下	475	4,929,207	79,961	5,009,168	990,226	3,938,993
1,000万円を超え る金額	660	14,608,465	505,995	15,114,460	1,465,065	13,143,428
合 計	49,033	154,676,210	3,582,019	158,258,229	58,956,918	95,764,981

(令和6年7月1日現在)

課 税 標 準 額			算 出 税 額			税 額 控 除	市民税 所得割額
山林所得 金額に 係るもの	分離長・短期 譲渡所得金額 等に係るもの	計	総所得・山 林所得及び 退職所得分	分離長・ 短期譲渡 所得等分	計		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	753,860	754,187	20	22,647	22,667	2,055	19,974
0	556,643	11,190,098	637,286	16,695	653,981	50,927	467,120
0	766,093	23,613,601	1,370,193	23,233	1,393,426	106,202	1,145,447
0	232,141	18,208,206	1,078,256	7,092	1,085,348	72,318	935,279
0	157,531	13,546,126	803,151	4,885	808,036	36,425	724,797
0	420,375	10,567,667	608,740	12,609	621,349	26,502	565,793
0	63,771	3,753,089	221,333	1,912	223,245	10,801	204,180
0	79,949	4,018,942	236,320	2,397	238,717	12,083	220,367
0	505,967	13,649,395	788,579	15,458	804,037	63,055	735,406
0	3,536,330	99,301,311	5,743,878	106,928	5,850,806	380,368	5,018,363

※市民税減免分差し引き後の所得割額を掲載

(4) 個人市民税業種別所得割の調

令和2年度

(令和2年7月1日現在)

区 分	所得割納税 義務者数 (人)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	税額控 除額等 (千円)	配当割額 の控除額等 (千円)	市 民 税 所得割額 (千円)	構 成 比
給 与	43,761	127,732,341	48,426,337	79,306,004	4,756,577	242,638	2,481	4,511,458	86.06%
営 業	1,822	5,672,962	2,012,312	3,660,650	219,565	9,650	420	209,495	4.00%
農 業	378	1,005,707	458,342	547,365	32,826	1,704	9	31,113	0.59%
その他所得	6,507	11,253,234	5,348,072	5,905,162	354,040	19,316	1,302	333,422	6.36%
分離課税分	451	2,205,262	579,832	4,086,747	173,140	7,381	8,747	157,012	2.99%
計	52,919	147,869,506	56,824,895	93,505,928	5,536,148	280,689	12,959	5,242,500	100.00%

令和3年度

(令和3年7月1日現在)

区 分	所得割納税 義務者数 (人)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	税額控 除額等 (千円)	配当割額 の控除額等 (千円)	市 民 税 所得割額 (千円)	構 成 比
給 与	43,366	130,754,243	52,393,519	78,360,724	4,699,868	269,482	1,721	4,428,665	85.72%
営 業	1,902	6,168,682	2,238,656	3,930,026	235,724	11,937	123	223,664	4.33%
農 業	343	929,557	447,344	482,213	28,919	1,424	7	27,488	0.53%
その他所得	6,574	12,167,517	6,044,385	6,123,132	367,121	21,571	1,784	343,766	6.65%
分離課税分	430	2,231,305	575,486	3,661,855	161,672	6,897	12,030	142,745	2.76%
計	52,615	152,251,304	61,699,390	92,557,950	5,493,304	311,311	15,665	5,166,328	100.00%

令和4年度

(令和4年7月1日現在)

区 分	所得割納税 義務者数 (人)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	税額控 除額等 (千円)	配当割額 の控除額等 (千円)	市 民 税 所得割額 (千円)	構 成 比
給 与	43,327	133,325,583	52,478,778	80,846,805	4,849,029	302,140	1,902	4,544,987	85.44%
営 業	1,773	6,178,201	2,121,765	4,056,436	243,314	12,199	1,629	229,486	4.31%
農 業	195	514,866	256,636	258,230	15,486	766	21	14,699	0.28%
その他所得	6,423	11,840,702	5,881,041	5,959,661	357,317	21,697	1,619	334,001	6.28%
分離課税分	464	2,232,705	611,729	5,377,943	211,802	7,249	8,458	196,095	3.69%
計	52,182	154,092,057	61,349,949	96,499,075	5,676,948	344,051	13,629	5,319,268	100.00%

令和5年度

(令和5年7月1日現在)

区 分	所得割納税 義務者数 (人)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	税額控 除額等 (千円)	配当割額 の控除額等 (千円)	市 民 税 所得割額 (千円)	構 成 比
給 与	43,814	136,486,359	53,208,632	83,277,727	4,994,855	326,285	1,538	4,667,032	86.67%
営 業	1,668	5,864,035	2,049,051	3,814,984	228,828	12,575	323	215,930	4.01%
農 業	248	704,981	329,194	375,787	22,537	1,112	6	21,419	0.40%
その他所得	6,411	11,640,711	5,848,374	5,792,337	347,279	21,210	1,511	324,558	6.03%
分離課税分	445	2,342,488	579,161	3,883,464	171,225	9,861	5,346	156,018	2.90%
計	52,586	157,038,574	62,014,412	97,144,299	5,764,724	371,043	8,724	5,384,957	100.00%

令和6年度

(令和6年7月1日現在)

区 分	所得割納税 義務者数 (人)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	税額控 除額等 (千円)	配当割額 の控除額等 (千円)	定額減税 特別控除額 (千円)	市 民 税 所得割額 (千円)	構 成 比
給 与	41,573	134,976,782	51,387,576	83,589,206	5,013,623	331,159	992	380,860	4,300,612	85.70%
営 業	1,434	5,542,851	1,790,842	3,752,009	225,060	11,986	192	12,726	200,156	3.99%
農 業	220	641,136	283,763	357,373	21,434	1,131	16	2,208	18,079	0.36%
その他所得	5,292	10,614,355	4,802,411	5,811,944	348,497	19,181	1,761	41,191	286,364	5.71%
分離課税分	514	2,901,086	692,326	5,790,779	242,192	16,911	8,025	4,049	213,207	4.25%
計	49,033	154,676,210	58,956,918	99,301,311	5,850,806	380,368	10,986	441,034	5,018,418	100.00%

(5) 個人市県民税の減免に関する調

令和元年度		件 数	課税額(円)	減免税額 (円)	減免後税額 (円)
	生活保護者	6	205,400	165,100	40,300
	所得皆無生活困難者				
	災害、盗難、医療費支出等				
	学生及び生徒				
	計	6	205,400	165,100	40,300
令和2年度		件 数	課税額(円)	減免税額 (円)	減免後税額 (円)
	生活保護者	14	737,200	586,800	150,400
	所得皆無生活困難者				
	災害、盗難、医療費支出等				
	学生及び生徒				
	計	14	737,200	586,800	150,400
令和3年度		件 数	課税額(円)	減免税額 (円)	減免後税額 (円)
	生活保護者	3	188,500	122,000	66,500
	所得皆無生活困難者				
	災害、盗難、医療費支出等				
	学生及び生徒				
	計	3	188,500	122,000	66,500
令和4年度		件 数	課税額(円)	減免税額 (円)	減免後税額 (円)
	生活保護者	9	612,400	297,700	314,700
	所得皆無生活困難者				
	災害、盗難、医療費支出等				
	学生及び生徒				
	計	9	612,400	297,700	314,700
令和5年度		件 数	課税額(円)	減免税額 (円)	減免後税額 (円)
	生活保護者	16	1,382,200	987,900	394,300
	所得皆無生活困難者	2	155,300	155,300	0
	災害、盗難、医療費支出等				
	学生及び生徒				
	計	18	1,537,500	1,143,200	394,300

市税条例第51条第1項（市民税の減免）

市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。ただし（以下略）

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 災害を受けた者、盗難にあった者又は医療費の支出をした者
- (4) 学生及び生徒
- (5)～(7) 略（35ページ参照）

(6) 税率表

① 均等割

市 民 税	3, 0 0 0 円
県 民 税	2, 0 0 0 円 (うち県森林環境税 1, 0 0 0 円)
森林環境税 (国 税)	1, 0 0 0 円

② 所得割

市 民 税	6 %
県 民 税	4 %

(7) 賦課関係

① 所得控除額とその推移

控 除 区 分			控除される金額（単位：円）				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療費控除額			別記（1）	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ
社会保険料控除額			全額				
小規模企業共済等掛金控除額			全額				
生命保険料控除額			別記（2）				
地震保険料控除額（平成20年度より）			別記（3）	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ
基礎控除額 （合計所得金額2,400万円以下）			330,000	430,000	左に同じ	左に同じ	左に同じ
基礎控除額 （合計所得金額2,400万円超2,450万円以下）				290,000			
基礎控除額 （合計所得金額2,450万円超2,500万円以下）				150,000			
基礎控除額 （合計所得金額2,500万円超）				0			
配偶者控除額（一般） （合計所得金額900万円以下）			330,000	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ
配偶者控除額（一般） （合計所得金額900万円超950万円以下）			220,000				
配偶者控除額（一般） （合計所得金額950万円超1,000万円以下）			110,000				
配偶者控除額（一般） （合計所得金額1,000万円超）			0				
老人配偶者控除額（70歳以上の方） （合計所得金額900万円以下）			380,000	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ
老人配偶者控除額（70歳以上の方） （合計所得金額900万円超950万円以下）			260,000				
老人配偶者控除額（70歳以上の方） （合計所得金額950万円超1,000万円以下）			130,000				
老人配偶者控除額（70歳以上の方） （合計所得金額1,000万円超）			0				
扶養控除額等	一 般（16歳未満を除く）		330,000	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ
	特 定（19歳以上23歳未満）		450,000				
	老 人 （70歳以上の方）	同居老親等以外	380,000				
		同居老親等	450,000				
障 害 者 控 除 額			一 般	260,000	左に同じ	左に同じ	左に同じ
			特 別	300,000			
			同居特別	530,000			
寡婦控除額			一 般	260,000	左に同じ	左に同じ	左に同じ
			特別（令和2年度まで）	300,000			
寡夫控除額（令和2年度まで）			260,000	－			
ひとり親控除額（令和3年度より）			－	300,000			
勤労学生控除額			260,000	左に同じ			
配偶者特別控除額			上限 330,000	左に同じ			

別記（１）医療費控除額

医療費控除額（最高限度額200万円）＝（支払った医療費の額－保険金等で補填される額）
－（10万円と「総所得金額等の合計額の5％」とのいずれか少ない方の金額）

セルフメディケーション税制 特定一般医薬品等購入費の負担額-12,000円（限度額88,000円）
※通常の医療費控除とのいずれか一方の選択適用

別記（２）生命保険料控除額

旧生命保険料控除（平成23年12月31日以前締結分） ※個人年金保険料含む

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	控 除 額
① 一般の生命保険料	15,000円以下	支払った保険料の金額の合計額
	15,001円以上 40,000円以下	〔支払った保険料の金額の合計額〕×1/2+ 7,500円
	40,001円以上 70,000円以下	〔支払った保険料の金額の合計額〕×1/4+17,500円
	70,001円以上	35,000円
② 個人年金保険料	15,000円以下	支払った保険料の金額の合計額
	15,001円以上 40,000円以下	〔支払った保険料の金額の合計額〕×1/2+ 7,500円
	40,001円以上 70,000円以下	〔支払った保険料の金額の合計額〕×1/4+17,500円
	70,001円以上	35,000円
③ 一般の生命保険料 と個人年金保険料の 両方がある場合	上記①により求めた金額 + 上記②により求めた金額 ※最高限度額 70,000円	

新生命保険料控除（平成24年1月1日以降締結分）※個人年金保険料・介護医療保険料含む

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	控 除 額
① 一般の生命保険料	12,000円以下	支払った保険料の金額の合計額
	12,001円以上 32,000円以下	〔支払った保険料の金額の合計額〕×1/2+ 6,000円
	32,001円以上 56,000円以下	〔支払った保険料の金額の合計額〕×1/4+14,000円
	56,001円以上	28,000円
② 個人年金保険料	12,000円以下	支払った保険料の金額の合計額
	12,001円以上 32,000円以下	〔支払った保険料の金額の合計額〕×1/2+ 6,000円
	32,001円以上 56,000円以下	〔支払った保険料の金額の合計額〕×1/4+14,000円
	56,001円以上	28,000円
③ 介護医療保険料	12,000円以下	支払った保険料の金額の合計額
	12,001円以上 32,000円以下	〔支払った保険料の金額の合計額〕×1/2+ 6,000円
	32,001円以上 56,000円以下	〔支払った保険料の金額の合計額〕×1/4+14,000円
	56,001円以上	28,000円
④ 一般の生命保険料・ 個人年金保険料・ 介護医療保険料が ある場合	上記①により求めた金額 + 上記②により求めた金額 + 上記③により求めた金額 ※最高限度額 70,000円	

注）新契約・旧契約両方ある場合は、それぞれごとに計算方式にあてはめて算出し、①②③ごとに合算します。
その場合の①②③の限度額は28,000円で、合算後の最高限度額は70,000円。
（上記の場合、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、旧契約のみで控除額を算出し限度額は35,000円）

別記（３）地震保険料控除額

地震保険料（平成20年度から）

① 支払った保険料の金額が地震保険契約に係るものだけの場合 50,000円以下 …………… 支払った保険料の金額の合計額×1/2 50,001円以上 …………… 一律に25,000円
② 支払った保険料の金額が旧長期損害保険契約に係るものだけの場合 支払った保険料の金額が 5,000円以下 …………… 支払った保険料の金額の合計額 5,001円から 15,000円以下 …………… 支払った保険料の金額の合計額 ×1/2+2,500円 15,001円以上 …………… 一律に10,000円
③ 支払った保険料の金額が地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものと両方である場合 （上記①により求めた金額）+（上記②により求めた金額）＝地震保険料控除額（最高限度額25,000円） *短期損害保険料契約等に係る保険料の支払いについては、平成20年度から控除の対象外となりました。

② 個人市民税の課税方法（令和6年度）

○ 納税義務者

令和6年1月1日現在、会津若松市に住所を有し、前年中に所得のあった個人及び会津若松市内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で会津若松市に住所を有しない者

○ 課税されない者

令和6年1月1日現在で、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者（訓練・生活支援給付金等を除く）及び障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の所得が135万円以下の者（給与収入で計算した場合は、204万4千円未満）

○ 均等割の非課税特例

年所得額 280千円×（本人＋扶養人数）＋100千円＋ 168千円以下の者※

○ 所得割の非課税特例

350 千円×（本人＋扶養人数）＋100千円＋ 320千円以下の者※

○ 所得割の調整

350 千円×（本人＋扶養人数）＋100千円＋ 320千円※

－（総所得金額等－算出税額）＝ 調整額

○ 所得割額の算出

収入金額 － 必要経費又は給与所得控除 ＝ 総所得金額

総所得金額 － 所得控除額 ＝ 課税総所得金額（課税標準額）

課税総所得金額（課税標準額）× 税率 － 調整控除額 － 配当控除額

－ 住宅借入金等特別税額控除額 － 寄附金税額控除額 － 外国税額控除額

－ 税額調整額 － 配当割額・株式等譲渡割額 ＝ 所得割額

※の額は、扶養がいる場合のみ加算

③ 個人市民税の納入方法

普通徴収 年 4 回

特別徴収 年 12 回

※年金特徴の場合、初年度については公的年金所得に係る年税額の2分の1（上半期）を普通徴収（1期・2期）とし、残りの2分の1（下半期）を年金支給月（10月・12月・2月）にあわせて特別徴収する。

翌年度は、仮徴収（前年度の年金特徴相当額の半分を3分の1（4・6・8月分）にする）として特別徴収し、当該年度の公的年金所得に係る年税額が確定した後、仮徴収した額と調整し、残額を下半期で特別徴収する。

④ 市民税課税事務の実施要領

月	一般的事項	給与所得者		年金所得者	農業所得者	事業所得者	摘要
		特別徴収	普通徴収				
12月	税法改正 周知	給与支払報告書の発送					
1月	納税義務者の決定	給与支払報告書の受付 (1月末日)		申告書発送			
2月	申告会場等 広報掲載			申告相談受付			給与支払報告書の未提出者 に対する催告
	申告受付		給与支払報告書の提出 がないものについて 申告受付				
3月	申告受付	課税情報入力					
4月	資料収集		課税情報入力				
5月		納税通知書発送 (当初課税分)	納税通知書の作成				
6月			納税通知書発送（当初課税分）				
7月	課税状況調			実態調査 未申告、催告			税額変更決定 通知書発送 課税台帳の 点検
8月							
9月							
10月		事業所調査					
11月	納税義務者の把握						

4 法人市民税

(1) 法人市民税額等の調

年度	区分	法人数 ※	均等割 (件)	税 割 (件)	計 (件)	均等割額 (千円)	法人税割額 (千円)	計 (千円)
元 年 度	現年度	3,688	4,574	2,476	4,640	390,102	644,266	1,034,368
	過年度		83	287	334	6,731	20,904	27,635
	計		4,657	2,763	4,974	396,833	665,170	1,062,003
2 年 度	現年度	3,678	4,547	2,366	4,591	381,680	471,167	852,847
	過年度		82	158	213	6,886	18,863	25,749
	計		4,629	2,524	4,804	388,566	490,030	878,596
3 年 度	現年度	3,695	4,536	2,421	4,584	378,041	471,284	849,325
	過年度		102	192	255	9,968	6,583	16,551
	計		4,638	2,613	4,839	388,009	477,867	865,876
4 年 度	現年度	3,710	4,625	2,515	4,688	393,437	528,941	922,378
	過年度		102	208	268	12,554	18,330	30,884
	計		4,727	2,723	4,956	405,991	547,271	953,262
5 年 度	現年度	3,686	4,648	2,490	4,694	378,908	441,500	820,408
	過年度		67	237	277	9,891	9,110	19,001
	計		4,715	2,727	4,971	388,799	450,610	839,409

※法人数は当年7月2日から翌年7月1日までの間に申告期限が到来した法人の数

(2) 法人市民税の減免に関する調

年度	法 人	件 数	減免税額 (円)
元 年 度	公益社団法人及び公益財団法人	12	600,000
	地方自治法の認可を受けた地縁団体 (町内会)	93	4,566,600
	特定非営利活動法人	43	2,058,100
	計	148	7,224,700
2 年 度	公益社団法人及び公益財団法人	11	550,000
	地方自治法の認可を受けた地縁団体 (町内会)	93	4,650,000
	特定非営利活動法人	42	2,049,900
	計	146	7,249,900
3 年 度	公益社団法人及び公益財団法人	11	550,000
	地方自治法の認可を受けた地縁団体 (町内会)	95	4,683,200
	特定非営利活動法人	44	2,170,800
	計	150	7,404,000
4 年 度	公益社団法人及び公益財団法人	11	550,000
	地方自治法の認可を受けた地縁団体 (町内会)	96	4,754,100
	特定非営利活動法人	43	2,062,400
	計	150	7,366,500
5 年 度	公益社団法人及び公益財団法人	11	550,000
	地方自治法の認可を受けた地縁団体 (町内会)	98	4,816,600
	特定非営利活動法人	41	2,012,100
	計	150	7,378,700

市税条例第51条第1項 (市民税の減免)

市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。ただし、第5号から第7号までに掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- (1)～(4) 略 (29ページ参照)
- (5) 公益社団法人及び公益財団法人
- (6) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
- (7) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人

市税条例附則第8条の2第1項 (特定非営利活動法人に対する市民税の減免)

当分の間、市長は、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で収益事業を行うものに対しては、第51条第1項ただし書の規定にかかわらず、その設立の日以後3年以内に終了する各事業年度のうち当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に限り、当該事業年度に係る市民税の均等割を減免する。